公共事業に対する国民の信頼確保のための一提言 一全土木人による『公共調達に関する政治倫理条例制定運動』を一



藤本貴也論説委員

一般社団法人建設コンサルタンツ協会副会長 兼 インフラストラクチャー研究所長

オバマ大統領を初め多くの欧米諸国のリーダー達は、社会 資本整備に対して積極的に取り組んでいることを議会等の 場で自信を持って国民に訴え、イギリスのキャメロン首相に 至っては日本の土木学会に当る英国土木技術者協会に出向 き"社会資本が二流になれば国も二流になる"と述べている。 そしてこの 14 年間で公共投資の総額を、アメリカの場合は 約2倍に、イギリスの場合も約3倍に増大させてきた。一方 我が国は、小泉総理以来4代に亘る自民党出身総理は、就任 後の施政方針演説において公共事業や社会資本整備にはほ とんど触れず、ひたすら歳出削減、財政均衡、国債発行の抑 制を訴え、その後の民主党政権に至っては「コンクリートか ら人へ」という更に極端な公共事業縮減策を打ち出し、この 14年間で公共投資の総額を半減させた。日本の多くの国民が 公共事業に関し、世界のトップリーダーとは真逆のこの様な 方向を受け入れた大きな理由の1つが、いわゆる公共事業悪 玉論や土建国家批判の背景にある政・官・業の癒着に対する 国民やマスコミの疑念等、公共事業の執行過程に対する不信 感に有ると思う。

社会資本整備の役割や必要性、欧米をはじめとする諸外国 と比べその整備水準が低いこと、高コストの原因は不十分な 競争状態に起因するものではなく自然条件の厳しさにある こと、公共事業の効果について厳しい事業評価を行っている こと等について様々な場で説明しても、また極度にコンプラ イアンスを重視する入札方式や、必要以上の第三者機関によ るチェック等により執行過程の公平性・透明性を担保しても、 なかなか国民に素直に納得してもらえないのは、国民の公共 事業に対する不信感を払拭出来ていないことに大きな原因 があるのではないか。諸外国と比べて見劣りする社会資本整 備に計画的に予算を投入し既存ストックの維持・更新と併せ て着実に整備水準を向上させるためには、従来公共事業に批 判的であったマスコミや国民が東日本大震災を契機にハー ド・ソフト両面に亘る国土の安全対策の必要性を実感し、社 会資本整備の重要性について耳を傾けようとしている今日 こそ、公共事業に対する国民の信頼を回復し支持を定着させ る努力をこれまでにも増して強力に進める必要があるので はないかと思う。

そのためには、土木人が各々の立場で国民の信頼回復のため様々な取り組みを行う必要があると思うが、それと併せて 土木学会の主導により全土木人が参加して、国や都道府県・ 市町村に対して以下に述べる『公共調達に関する政治倫理条 例制定運動』を行うことにより(政・官・業の癒着が現実に どの程度かはともかく) 癒着構造を取り難くするための制度 の普及を土木界が先頭に立って取り組む運動を興すことを 提案したい。

現在の地方自治法(第92条の2、142条等)には、地方公 共団体の長や議員は当該地方公共団体から主たる請負をし ている会社の役員等になってはいけない、逆にいうと地方公 共団体の長や議員が役員を務める会社には当該地方公共団 体から一定以上の請負をしてはいけないという条文が存在 する。この内容を更に条例で配偶者や同居親族、更には2親 等、稀には3親等が役員をしている法人にまで拡大し、首長 や議員の親族が役員となって経営に参加している企業は、当 該地方公共団体との契約を『辞退するように努める』(例え ば国分寺市)、または、『辞退しなければならない』(例えば 多摩市) と定めている市町村がある。『議員を対象とした政 治倫理条例-その特徴と全国の制定状況-』(谷本晴樹)に よると、全国1,810の市町村のうち岩手県・沖縄県を除く45 都道府県に亘る410市町村が、内容はともかくこのような政 治倫理条例を制定しているとのことである。その中でも比較 的制定市町村数比率の高い福岡県と茨城県について、筆者が 関係者を通じて聞き取りで調べてもらったところ、福岡県に ついては60市町村のうち42市町村(70%)が、茨城県につ いては44市町村のうち30市町村(68.2%)が条例を制定し て請負制限を行っており、2親等までを制限対象としている のが各々18市町村(30%)、14市町村(31.8%)であった。

勿論、親族以外の人を役員にして実質オーナーとして支配 権を持てば同じではないかとの意見もあると思うが、今まで よりはやり難くなることは事実であり、首長や議員という公 職を私的な利益のために利用すべきでないという意識を国 民や業界の共通認識として定着させる上でも意味があると 思う。また本人はともかくその親族に至るまで職業選択の自 由を制限するのは行き過ぎではないか、各企業の倫理規程に その趣旨を盛り込み情報公開をすれば十分実効が上がるの ではないか等の意見もあると思う。しかしながら、"李下に 冠を正さず"、"瓜田(かでん)に履(くつ)を入れず"の諺 もあり、公共事業の執行過程における政・官・業の癒着に対 する国民の根強い不信感を払拭するためにも、土木学会が中 心になり建設産業界をはじめとする関係者の合意を得て、土 木界の総意として全国の地方公共団体と議会に政治倫理条 例(筆者は"李下・瓜田条例"と呼んでいる)の制定を働き かける運動を興しては如何だろうか。

このような運動を通じて"土木界は変わった""土木界は(より一層) クリーンになろうとしている"とのメッセージを積極的に国民にアピールし公共事業に対する国民の信頼を回復することは、公共事業に対する国民やマスコミの負のイメージが故に、不当に公共事業が抑制・後送りされ、国民の安全、快適、活力基盤が諸外国に比べて益々貧弱になる歪な国土を後世に伝える愚を避けるための第一歩ではないかと思う。